

「生駒市地域防災計画改定」について

1 パブリックコメントについて

実施年月日：平成28年1月5日から2月4日

意見：なし

2 パブリックコメント案以後の主な変更箇所

①災害対策本部編成の変更（行政組織変更による）

救護部と環境経済部を統合し、救護衛生部に

その他、部課の名称変更

②本編P26 「災害時要援護者避難支援員への研修や「災害時要援護者台帳」の作成など、」を追加（避難行動支援体制の具体例を明示）

③本編P29 「指定緊急避難場所、指定避難場所」の記述及び機能強化の内容を追加（防災拠点として市民に周知するため、明記）

④本編P31 「奈良県防災行政無線通信ネットワーク等」と「同報系防災行政無線の整備等」を追加（情報通信の体制や手段の内容を例示）

⑤本編P74 「災害時要援護者名簿を活用するなど、」を追記（予防計画に名簿の活用
の記載があるため）

⑥資料編の指定緊急避難場所の見直し

鹿ノ台ふれあいホール、生駒中学校（地震のみ）、たけまるホール、芸術会館美楽来を追加、生駒市役所駐車場を削除（できるだけ多く指定することによって、市民の安全を確保）

◆ 災害対策本部編成の変更 ◆

【 行政組織変更前 】

■ 災害対策本部編成表



※◎の部長は災害対策本部体制時の部を代表し、他の部長はこれを補佐する
 ※○は災害対策本部体制時の班長を示す
 ※災害対策本部会議には、すべての部長が出席する
 ※各部の統括担当は、当該部に関する次の役割を担う
 ・部長の重要な意思決定に係る補佐
 ・部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示

■ 災害対策本部編成表

【 行政組織変更後 】



※◎の部長は災害対策本部体制時の部を代表し、他の部長はこれを補佐する
 ※○は災害対策本部体制時の班長を示す
 ※災害対策本部会議には、すべての部長が出席する
 ※各部の統括担当は、当該部に関する次の役割を担う
 ・部長の重要な意思決定に係る補佐
 ・部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示

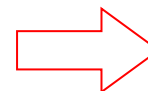
◆ 本編の変更 ◆

第6節 災害時要援護者の安全確保

現状	「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者登録制度を運用し、災害時要援護者情報の把握等を行っている。
課題	東日本大震災では、高齢者や障がい者の死亡率が高く、消防職団員や民生委員等多数の支援者が犠牲になった。こうした犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要である。
基本方針	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」や県の「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」などにしたが、生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を運用し、市民や自主防災会と協力しながら災害時要援護者の支援体制を整備するなど。災害時要援護者の安全確保に努める。

→ 資料集 2-1-1 災害時要援護者の避難行動支援について地域防災計画に定めなければならない事項

1 災害時要援護者の避難行動支援体制の整備	福祉部
市は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、高齢者、障がい者等の状況を把握し、「災害時要援護者台帳 [※] 」を作成しておくなど、災害時に迅速な避難行動支援ができる体制を整備する。 また、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料集に示す。 <small>※「災害時要援護者台帳」は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として位置づける。</small>	
2 災害時要援護者の情報伝達体制の整備	市民部、福祉部
市は、災害に備えて、災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備を図るとともに、災害時に派遣可能な手話通訳者やボランティア等の把握に努める。 また、外国人に対しては、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレットの発行により、防災知識の啓発に努めるとともに、災害時に派遣可能な通訳やボランティア等の把握に努める。	
3 福祉避難所の整備	福祉部
市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議や民間事業者との協力により、災害時要援護者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。 また、福祉避難所に位置付けた施設については、平時より施設管理者と連携し、災害時に必要となる空間や物資・機材、人材、移動手段等の事前整備に努める。	
4 社会福祉施設の取組み	社会福祉施設
介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、施設の耐震化を進めるとともに、災害対策マニュアルを作成し、避難訓練を実施する。	



第6節 災害時要援護者の安全確保

現状	「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者登録制度を運用し、災害時要援護者情報の把握等を行っている。
課題	東日本大震災では、高齢者や障がい者の死亡率が高く、消防職団員や民生委員等多数の支援者が犠牲になった。こうした犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要である。
基本方針	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」や県の「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」などにしたが、生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を運用し、市民や自主防災会と協力しながら災害時要援護者の支援体制を整備するなど。災害時要援護者の安全確保に努める。

→ 資料集 2-1-1 災害時要援護者の避難行動支援について地域防災計画に定めなければならない事項

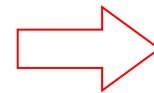
1 災害時要援護者の避難行動支援体制の整備	福祉健康部
市は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、高齢者、障がい者等の状況を把握し、 災害時要援護者避難支援員への研修や「災害時要援護者台帳[※]」の作成など 、災害時に迅速な避難行動支援ができる体制を整備する。 また、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料集に示す。 <small>※「災害時要援護者台帳」は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として位置づける。</small>	
2 災害時要援護者の情報伝達体制の整備	市民部、福祉健康部
市は、災害に備えて、災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備を図るとともに、災害時に派遣可能な手話通訳者やボランティア等の把握に努める。 また、外国人に対しては、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレットの発行により、防災知識の啓発に努めるとともに、災害時に派遣可能な通訳やボランティア等の把握に努める。	
3 福祉避難所の整備	福祉健康部
市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議や民間事業者との協力により、災害時要援護者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。 また、福祉避難所に位置付けた施設については、平時より施設管理者と連携し、災害時に必要となる空間や物資・機材、人材、移動手段等の事前整備に努める。	
4 社会福祉施設の取組み	社会福祉施設
介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、施設の耐震化を進めるとともに、災害対策マニュアルを作成し、避難訓練を実施する。	

第3節 防災拠点の整備

現状	防災拠点として、災害対策本部は市役所、地域防災拠点は総合公園体育館及び消防署北分署、地区防災拠点は各中学校と定めるとともに、受入拠点として、山麓公園、ふれあいセンター、生駒北スポーツセンター等の施設を定めている。また、文教施設を中心に避難所に指定している。
課題	東日本大震災の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による自立性の強化が求められている。
基本方針	災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

- 資料集 2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所
- 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧

1 防災拠点、受入拠点の指定・整備	総務部
市は、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけるとともに、自衛隊や県等からの応援を受入れるときに、応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点や受入拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。	
2 防災拠点、受入拠点の機能強化	総務部
市は、防災拠点や受入拠点に関連する建物等の耐震化・不燃化等を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保する。 また、それぞれの代替施設の選定など各機能のバックアップ対策を講じるとともに、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。	



第3節 防災拠点の整備

現状	防災拠点として、災害対策本部は市役所、地域防災拠点は総合公園体育館及び消防署北分署、地区防災拠点は各中学校と定めるとともに、受入拠点として、山麓公園、ふれあいセンター、生駒北スポーツセンター等の施設を定めている。また、文教施設を中心に避難所に指定している。
課題	東日本大震災の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による自立性の強化が求められている。
基本方針	災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

- 資料集 2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所
- 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧

1 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の指定・整備	総務部
市は、適切な建物を指定緊急避難場所や指定避難所として指定し、市民に周知する。 また、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけるとともに、自衛隊や県等からの応援を受入れるときに、応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点や受入拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。	
2 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の機能強化	総務部
市は、指定緊急避難場所や指定避難所、防災拠点、受入拠点に関連する建物等の耐震化・不燃化等を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保するとともに、備蓄品、資機材等を整備し、機能強化を図る。 また、それぞれの代替施設の選定など各機能のバックアップ対策を講じるとともに、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。	

■防災拠点

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	生駒市役所 (代替：消防本部)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
地域防災拠点	総合公園体育館	県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。
	消防署北分署	北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。
地区防災拠点	各中学校	地区防災拠点は中学校を単位として、災害時には、地域の情報や救護の活動拠点としての役割を担う。

■受入拠点

種別	自衛隊	県・市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティア
活動拠点	市全域	庁舎 地区防災拠点等	消防本部庁舎 生駒小学校運動場 総合公園グラウンド	市社会福祉協議会 (市災害ボランティアセンター)
連絡事務所 宿舎等	庁舎内 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター	消防本部庁舎 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター等

■防災拠点

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	生駒市役所 (代替：消防本部)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
地域防災拠点	総合公園体育館	県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。
	消防署北分署	北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。
地区防災拠点	各中学校	地区防災拠点は中学校を単位として、災害時には、地域の情報や救護の活動拠点としての役割を担う。

■受入拠点

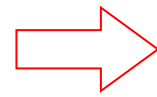
種別	自衛隊	県・市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティア
活動拠点	市全域	庁舎 地区防災拠点等	消防本部庁舎 生駒小学校運動場 総合公園グラウンド	市社会福祉協議会 (市災害ボランティアセンター)
連絡事務所 宿舎等	庁舎内 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター	消防本部庁舎 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター等

第5節 情報通信体制・機器の整備

現状	防災関係機関との通信手段は、一般加入電話、ファクシミリ、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、移動系防災行政無線、奈良県防災行政無線等が整備されている。また、市民への情報発信手段は、緊急速報メール、市登録制メール、インターネット、SNS等が活用されている。
課題	大規模な災害発生時には、情報通信回線の被害等も予想されるため、多重化を図るとともに、市民への情報伝達手段については多様化を図る必要がある。
基本方針	災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める。

→ 資料集 4-1-1 防災行政無線一覧

1 情報通信体制の充実・強化	総務部、消防本部、防災関係機関
市及び防災関係機関は、災害時の情報通信体制の整備充実に努める。また、平時より、災害時の情報伝達窓口の明確化を図るとともに、県と連携し、通信訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。さらに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。	
2 情報通信機器の整備・点検	総務部、消防本部
市は、整備済みの通信機器や設備について、概ね1年に1回を目安として保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。なお、通信機器や設備は、非常用電源設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置に配慮する。	
3 情報通信手段の多重化・多様化等	総務部、消防本部、防災関係機関
市及び防災関係機関は、様々な環境下にある市民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、情報通信手段の多重化・多様化に努める。また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。	
4 市民への情報発信体制の整備	総務部
市は、災害時に迅速に市民に情報発信できるよう、情報発信責任者の選任、時間経過ごとに提供すべき情報の項目整理、広報文案の事前準備、災害時要援護者に配慮した多様な情報伝達手段、車載用スピーカー等の点検、報道機関等との事前調整等に努める。	
5 気象情報等の収集体制の整備	総務部
市は、県、奈良地方気象台をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、気象情報、地震等の情報が正確に伝達できるよう、気象情報収集体制の充実を図り、情報の一元化に努める。	



第5節 情報通信体制・機器の整備

現状	防災関係機関との通信手段は、一般加入電話、ファクシミリ、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、移動系防災行政無線、奈良県防災行政無線等が整備されている。また、市民への情報発信手段は、緊急速報メール、市登録制メール、インターネット、SNS等が活用されている。
課題	大規模な災害発生時には、情報通信回線の被害等も予想されるため、多重化を図るとともに、市民への情報伝達手段については多様化を図る必要がある。
基本方針	災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める。

→ 資料集 4-1-1 防災行政無線一覧

1 情報通信体制の充実・強化	総務部、消防本部、防災関係機関
市及び防災関係機関は、災害時の情報通信体制の整備充実に努める。また、平時より、災害時の情報伝達窓口の明確化を図るとともに、県と連携し、通信訓練等を行い、通信方法の習熟と 奈良県防災行政無線通信ネットワーク等 の通信体制の整備に努める。さらに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。	
2 情報通信機器の整備・点検	総務部、消防本部
市は、整備済みの通信機器や設備について、概ね1年に1回を目安として保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。なお、通信機器や設備は、非常用電源設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置に配慮する。	
3 情報通信手段の多重化・多様化等	総務部、消防本部、防災関係機関
市及び防災関係機関は、様々な環境下にある市民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、 同報系防災行政無線の整備等 、情報通信手段の多重化・多様化に努める。また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。	
4 市民への情報発信体制の整備	総務部
市は、災害時に迅速に市民に情報発信できるよう、情報発信責任者の選任、時間経過ごとに提供すべき情報の項目整理、広報文案の事前準備、災害時要援護者に配慮した多様な情報伝達手段、車載用スピーカー等の点検、報道機関等との事前調整等に努める。	
5 気象情報等の収集体制の整備	総務部
市は、県、奈良地方気象台をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、気象情報、地震等の情報が正確に伝達できるよう、気象情報収集体制の充実を図り、情報の一元化に努める。	

第3節 災害時要援護者支援

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者は、特に大きな影響を受けやすいことから、避難行動支援、安否確認、災害時要援護者のそれぞれのニーズに合った避難生活支援等の対策を講じる。

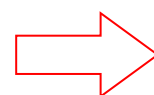
【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 情報伝達・避難誘導・安否確認						
2 災害時要援護者のニーズの把握						
3 避難生活支援						
(参照) マニュアル編 第4章第3節 災害時要援護者支援 関連計画集 災害時要援護者避難支援プラン 資料集 2-2-2 浸水想定区域に係る災害時要援護者利用施設一覧 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧						

1 情報伝達・避難誘導・安否確認	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	大規模な地震発生時、避難準備情報の発表や避難勧告等の発令後は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者に対して、情報伝達や避難誘導等の避難行動支援を行う。
主な連携先	自治会長（安否確認等への協力）、民生委員・児童委員（安否確認等への協力）、市社会福祉協議会（安否確認等への協力）

2 災害時要援護者のニーズの把握	
担当部	医療福祉部
実施内容	災害時要援護者に適切な支援を実施するため、臨時相談窓口の設置や避難所等への巡回相談等により、福祉ニーズの把握を行う。
主な連携先	市社会福祉協議会（相談体制の確保）、ボランティア（ニーズ把握への協力）

3 避難生活支援	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	災害時要援護者が避難所、福祉避難所等で生活する上で必要となる人材、福祉機器、物資等の確保に努め、それぞれのニーズに応じた避難生活支援を実施する。 また、その他、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅への優先入居等、必要に応じた災害時要援護者対応に努める。
主な連携先	県（医療等体制の確保）、市社会福祉協議会（人材の確保等）、ボランティア（コミュニケーション支援等）



第3節 災害時要援護者支援

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者は、特に大きな影響を受けやすいことから、避難行動支援、安否確認、災害時要援護者のそれぞれのニーズに合った避難生活支援等の対策を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 情報伝達・避難誘導・安否確認						
2 災害時要援護者のニーズの把握						
3 避難生活支援						
(参照) マニュアル編 第4章第3節 災害時要援護者支援 関連計画集 災害時要援護者避難支援プラン 資料集 2-2-2 浸水想定区域に係る災害時要援護者利用施設一覧 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧						

1 情報伝達・避難誘導・安否確認	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	大規模な地震発生時、避難準備情報の発表や避難勧告等の発令後は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、 災害時要援護者名簿を活用するなど 、災害時要援護者に対して、情報伝達や避難誘導等の避難行動支援を行う。
主な連携先	自治会長（安否確認等への協力）、民生委員・児童委員（安否確認等への協力）、市社会福祉協議会（安否確認等への協力）

2 災害時要援護者のニーズの把握	
担当部	医療福祉部
実施内容	災害時要援護者に適切な支援を実施するため、臨時相談窓口の設置や避難所等への巡回相談等により、福祉ニーズの把握を行う。
主な連携先	市社会福祉協議会（相談体制の確保）、ボランティア（ニーズ把握への協力）

3 避難生活支援	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	災害時要援護者が避難所、福祉避難所等で生活する上で必要となる人材、福祉機器、物資等の確保に努め、それぞれのニーズに応じた避難生活支援を実施する。 また、その他、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅への優先入居等、必要に応じた災害時要援護者対応に努める。
主な連携先	県（医療等体制の確保）、市社会福祉協議会（人材の確保等）、ボランティア（コミュニケーション支援等）

◆ 資料集の変更 ◆

2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所

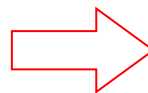
(1) 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から住民の安全を確保するための場所

No.	施設名	所在地	災害区分	
			地震	風水害
1	生駒北小学校	高山町12595	○	○
2	生駒北中学校	高山町6794	○	○
3	生駒北スポーツセンター	高山町166-2	○	○
4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西1-5-2	○	○
5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南2-16	○	○
6	北大和体育館	北大和3-5077	○	○
7	真弓小学校	真弓1-11-15	○	○
8	上中学校	上町3000	○	○
9	北コミュニティセンターISTAはばたき	上町1543	○	○
10	あすか野小学校	あすか野南2-5-1	○	○
11	生駒台小学校	新生駒台1-33	○	○
12	光明中学校	小明町55	○	○
13	総合公園体育館	小明町1807-1	○	○
14	俵口小学校	俵口町614-1	○	○
15	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘7-15	○	○
16	図書会館	辻町238	○	○
17	生駒小学校	山崎町4-44	○	○
18	生駒市役所駐車場	東新町1-1	○	○
19	セラビーいこま	東新町1-3	○	○
20	市民体育館	門前町9-20	○	○
21	生駒東小学校	東生駒4-398-110	○	○
22	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘2232	○	○
23	壺分小学校	壺分町356-1	○	○
24	大瀬中学校	小瀬町911-1	○	○
25	生駒南小学校	萩原町335	○	○
26	生駒南中学校	萩原町90	○	○
27	むかひやま公園体育館	萩原町673	○	○
28	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町18	○	○ (第2駐車場を除く)
29	生駒南第二小学校	小平尾町927	○	○
30	井出山体育館	小平尾町1766-1	○	○
31	小平尾南体育館	小平尾町1629	○	○

※原則として、施設に隣接するグラウンドや駐車場を指定

※不足する地域は、ある程度の広さをもつ公園（地区公園、近隣公園、街区公園）、緑道、広場、高山竹林園等を候補地として指定を検討する



2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所

(1) 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から住民の安全を確保するための場所

No.	施設名	所在地	災害区分	
			地震	風水害
1	生駒北小学校	高山町 12595	○	○
2	生駒北中学校	(建設工事中)	○	○
3	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	○	○
4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1 丁目 5-2	○	○
5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2 丁目 16	○	○
6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2 丁目 3-3	○	○
7	北大和体育館	北大和 3 丁目 5077	○	○
8	真弓小学校	真弓 1 丁目 11-15	○	○
9	上中学校	上町 3000	○	○
10	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	○	○
11	あすか野小学校	あすか野南 2 丁目 5-1	○	○
12	生駒台小学校	新生駒台 1-33	○	○
13	光明中学校	小明町 55	○	○
14	総合公園体育館	小明町 1807-1	○	○
15	俵口小学校	俵口町 614-1	○	○
16	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	○	×
17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	○	○
18	図書会館	辻町 238	○	○
19	生駒小学校	山崎町 4-44	○	○
20	たけまるホール	北新町 9-28	○	○
21	芸術会館美楽来	西松ヶ丘 2-20	○	○
22	市民体育館	門前町 9-20	○	○
23	コミュニティセンター	元町 1 丁目 6-12	○	○
24	生駒東小学校	東生駒 4 丁目 398-110	○	○
25	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	○	○
26	壺分小学校	壺分町 356-1	○	○
27	大瀬中学校	小瀬町 911-1	○	○
28	生駒南小学校	萩原町 335	○	○
29	生駒南中学校	萩原町 90	○	○
30	むかひやま公園体育館	萩原町 673	○	○
31	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	○	○
32	生駒南第二小学校	小平尾町 927	○	○
33	井出山体育館	小平尾町 1766-1	○	○
34	小平尾南体育館	小平尾町 1629	○	○